

(参 考 訳)

国際会計基準審議会 御中

公開草案「資本の特徴を有する金融商品（IAS 第 32 号、IFRS 第 7 号及び IAS 第 1 号の修正案）」に対するコメント

1. 企業会計基準委員会（以下「我々」という。）は、国際会計基準審議会（IASB）の公開草案「資本の特徴を有する金融商品（IAS 第 32 号、IFRS 第 7 号及び IAS 第 1 号の修正案）」（以下「ED」という。）に対して、我々のコメントを提供する機会を歓迎する。
2. 我々は、金融負債と資本性金融商品の区分に関して、より根本的な改訂が分類の一貫性や理解可能性に役立つ可能性があるとのコメントを過去に提出したが、現行の取扱いの考え方が当面、継続するのであれば、IAS 第 32 号「金融商品：表示」の適用に関して累積された疑問に狭い範囲で対応する本プロジェクトの取組みにも意義があると考えます。
3. ただし、質問 1 で検討されている関連する法律又は規則の影響については、本来、分類はすべての事実及び状況を踏まえて行うべきであり、契約上の権利及び義務のみを考慮する IAS 第 32 号の要求事項は長期的に見直しを検討していくべきと考えます。
4. また、質問 7 で検討されている開示については、企業の資金調達のあるり方によっては負担が過大となる可能性があるため、負担軽減の方策をさらに検討すべきと考えます。
5. 個別の質問に対する回答は別紙を参照されたい。

我々のコメントが IASB における今後の審議に貢献することを期待している。ご質問があれば、ご連絡いただきたい。

川西 安喜

企業会計基準委員会 委員長

(各質問へのコメント)

質問 1—関連する法律又は規則の影響（IAS 第 32 号の第 15A 項及び AG24A 項から AG24B 項）

IASB は次のことを明確化することを提案している。

- (a) 法律又は規則により強制可能であり、関連する法律又は規則により創出されたものに追加される契約上の権利及び義務のみが、金融商品又はその構成部分を金融負債、金融資産又は資本性金融商品に分類するにあたり考慮される（第 15A 項）。
- (b) 法律又は規則のみによって創出されるものではないが、関連する法律又は規則によって創出された権利又は義務に追加される契約上の権利又は義務は、金融商品又はその構成部分を分類するにあたって全体を考慮しなければならない（AG24B 項）。

結論の根拠の BC12 項から BC30 項は、これらの提案に対する IASB の論拠を説明している。

これらの提案に同意するか。賛成又は反対の理由は何か。提案のどれかに反対の場合、その代わりに何を提案するのか及びその理由を説明されたい。

(コメント)

1. 提案に反対する。
2. 提案は、金融商品の分類を検討するにあたり、契約条項のみを考慮する現行の IAS 第 32 号の考え方を基礎としていると理解している。IAS 第 32 号の金融商品、金融資産、金融負債及び資本性金融商品の定義は、契約及び契約上の権利又は契約上の義務に言及しており、我々はそうした定義に基づいて確立された実務があることを認識している。しかし、我々は、提案に基づくと、法律及び義務を考慮した場合、発行者に課せられる義務に実質的な違いはないにも関わらず、異なる分類となる可能性があることを懸念している。これに関して、IFRS 第 15 号「顧客との契約から生じる収益」等では、契約条件を、当該契約条件を補足する可能性のある法令又は判例とともに考慮することとされていることと異なっていると考える。
3. 提案のように契約条項に焦点を当てる取扱いとする結果、例えば、法律で定められる最低限の配当率と契約で定める配当率を分けて扱うか、一緒に扱うかの議論が生

じている。また、規制された銀行が発行するいわゆるペイライン金融商品に関する議論が生じる可能性がある。当該金融商品が Tier 2 に適格となる条件を法律又は規制に記載するか、契約条項に記載するかについて各法域に裁量があり、当該法域が採用する方法により、分類に多様性が生じる可能性がある。

4. 本来、分類はすべての事実及び状況を踏まえて行うべきと考えられる。短期的にこの目的の達成は困難であることは認識しているが、長期的にはこうした目的の達成を目指して、契約上の権利及び義務のみを考慮する IAS 第 32 号の要求事項の見直しを検討していくべきと考える。
5. なお、IASB が ED の提案を進めるとしても、次の提案に関連して、明確化がなされるべきと考えている。
 - (1) IAS 第 32 号第 15A 項と IAS 第 32 号 AG24B 項について、関連する法律による最低限の配当と契約条件による最低限の配当への追加の例が示されているものの、ED では後者について必ずしも適用条件が示されていない。このため、前者と後者とを区別なく使われると読まれる可能性があることが懸念される。
 - (2) 一部の関係者から、(1)の前者及び後者の文言の違いが分かりにくいとの指摘があり、適用上の誤解を招くことが懸念される。

質問 2—企業自身の資本性金融商品での決済（IAS 第 32 号の第 16 項、第 22 項、第 22B 項から第 22D 項、AG27A 項及び AG29B 項）

IASB は、IAS 第 32 号の第 16 項(b) (ii)における固定対固定の条件がどのような場合に満たされるのかを明確化することを提案している。企業自身の資本性金融商品のそれぞれについて交換されるべき対価の金額が企業の機能通貨で表示され、次のいずれかであることが要求される旨を定めることによってである。

(a) 固定されている（いかなる状況でも変動しない）、又は

(b) 次の理由によってのみ変動可能である。

- (i) 維持修正。これは企業に将来の株主の相対的な経済的利益を現在の株主と同等以下に維持することを要求する修正
- (ii) 時の経過による修正。これは、事前に決定され、時の経過のみにより変動し、当初認識時に企業自身の資本性金融商品のそれぞれと交換される対価の金

額の現在価値を固定する効果を有する修正（第 22B 項から第 22C 項）。

IASB は、デリバティブが一方の当事者に、複数のクラスの企業自身の資本性金融商品の中で決済の選択肢を与えている場合に、決済時に引き渡される可能性のある各クラスの企業自身の資本性金融商品について固定対固定の条件が満たされるかどうかを企業が検討することを明確化するように提案している。そうしたデリバティブは、決済の選択肢のすべてが固定対固定の条件を満たす場合にのみ、資本性金融商品である（AG27A 項(b)）。

IASB はさらに、企業自身のあるクラスの非デリバティブ資本性金融商品の固定数と企業自身の他のクラスの非デリバティブ資本性金融商品の固定数との交換によって決済されるか又は決済される可能性のある契約は資本性金融商品である旨を明確化することも提案している（第 22D 項）。

結論の根拠の BC31 項から BC61 項は、これらの提案に対する IASB の論拠を説明している。

これらの提案に同意するか。賛成又は反対の理由は何か。提案のどれかに反対の場合、その代わりに何を提案するのか及びその理由を説明されたい。

（コメント）

6. 基本的に異論はないが、次についてコメントする。

- (1) ED の BC47 項では、維持修正を正当化する論拠について、現在と将来の資本性金融商品保有者が企業の純資産に対して同じ相対的な残存持分を有することを確保することに言及している。この点、ED の BC48 項では現在の資本性金融商品保有者の犠牲で将来の資本性金融商品保有者を有利にする可能性のある修正の例が示され、ED の BC49 項ではその反対の例が示されている。ED ではこのうち、後者のケースのみ固定対固定の条件と整合的であることが提案されており、恐らく現在の資本性金融商品保有者を有利にする場合でも純粋な固定対固定条件に合致する例があることが理由とされている。しかし、常にそれが当てはまるとは言えないと考えるため、その提案の基礎となる考え方やそれが当てはまる範囲を追加で明らかにすることが必要と考える。

質問 3—企業自身の資本性金融商品を購入する義務（IAS 第 32 号の第 23 項及び AG27B 項から AG27D 項）

IASB は、次のことを明確化することを提案している。

- (a) 企業が企業自身の資本性金融商品を購入する義務を含んだ契約についての IAS 第 32 号の要求事項は、企業自身の他のクラスの資本性金融商品の可変数を引き渡すことによって決済される契約にも適用される（第 23 項）。
- (b) 企業自身の資本性金融商品を償還する義務の当初認識時に、当該義務が関連する資本性金融商品の所有に関連した権利及びリターンに対するアクセスを企業がまだ有していない場合には、当該資本性金融商品は引き続き認識される。したがって、金融負債の当初金額は、非支配持分又は発行済みの株式資本以外の資本の内訳項目から除去される（AG27B 項）。
- (c) 企業は金融負債の当初測定と事後測定に同じアプローチを使用することを要求される。すなわち、負債を償還金額の現在価値で測定し、相手方がその償還権を行使する確率及び見込まれる時期は無視する（第 23 項）。
- (d) 金融負債の再測定に係る利得又は損失は純損益に認識される（第 23 項）。
- (e) 企業が企業自身の資本性金融商品を購入する義務を含んだ契約が引渡しをせずに期限満了となる場合に、
 - (i) 当該金融負債の帳簿価額は金融負債から除去され、当該金融負債の当初認識時に除去されたのと同じ資本の内訳項目に含められる。
 - (ii) 金融負債の再測定により過去に認識した利得又は損失を、純損益に戻し入れることはしない。しかし、企業は当該利得又は損失の累計額を利益剰余金から資本の他の内訳項目に振り替えることができる（AG27C 項）。
- (f) 企業自身の資本性金融商品に係る売建プット・オプション及び先渡購入契約のうち、総額で現物決済される（すなわち、対価が自己の資本性金融商品と交換される）ものは、総額で表示することが要求される（AG27D 項）。

結論の根拠の BC62 項から BC93 項は、これらの提案に対する IASB の論拠を説明している。

これらの提案に同意するか。賛成又は反対の理由は何か。提案のどれかに反対の場合、その代わりに何を提案するのか及びその理由を説明されたい。

(コメント)

7. 次の点についてコメントする。

- (1) IAS 第 32 号第 23 項の提案（企業自身の資本性金融商品を購入する義務に係る負債を償還金額の現在価値で測定し、相手方が償還権を行使する確率や時期を考慮しない）に関して、本プロジェクトが IAS 第 32 号を根本的に変更せずに実務上の課題に取り組むとの方針であることに照らして、反対しない。しかし、発行者が偶発事象による時点や結果を制御できないことは他の負債でも同様の場合があり、会計基準間で不整合が生じていると見られる可能性がある。このため、負債の測定を扱った他の会計基準（IFRS 第 9 号「金融商品」に基づいて金融商品を IFRS 第 13 号「公正価値測定」の公正価値で測定する場合や IAS 第 37 号「引当金、偶発負債及び偶発資産」に基づき測定する場合等）の測定の考え方との違いを分析すべきと考える。
- (2) ED は、IAS 第 32 号第 23 項から「IFRS 第 9 号に従って」を削除しており、企業自身の資本性金融商品を購入する義務に係る負債が IFRS 第 9 号の適用範囲の金融負債として扱われるかどうか不明瞭になっている。また、IAS 第 32 号第 23 項に対応する開示として IFRS 第 7 号第 30J 項が提案されているが、IFRS 第 9 号の下で金融負債に要求される IFRS 第 7 号の他の開示がこの商品に適用されるかどうか不明瞭となっている。これらの点を明確にすべきと考える。
- (3) 関係者の多くは IAS 第 32 号第 23 項の提案の再測定の利得又は損失を純損益とする提案に同意するが、一部の関係者は賛同しておらず、時価で行使する条件の商品の場合に直観に反する結果が生じる可能性があり、実務において資本で変動を認識する場合も多いと指摘している。このため、結論の説得力を高めるため、それぞれの見解の分析について、バランスをとりつつさらに検討を深めるべきと考える。

質問 4—条件付決済条項（IAS 第 32 号の第 11 項、第 25 項、第 25A 項、第 31 項、第 32A 項、AG28 項及び AG37 項）

IASB は、次のことを明確化することを提案している。

- (a) 条件付決済条項を含んだ金融商品の一部は、負債部分及び資本部分を含んだ複合金融商品である（第 25 項及び第 32A 項）。
- (b) 条件付決済条項から生じた金融負債（又は複合金融商品の負債部分）の当初測定及び事後測定は、条件とされる事象の発生又は不発生の確率及び見込まれる時期を考慮に入れない（第 25A 項）。
- (c) 発行者の裁量による支払は、たとえ複合金融商品の資本部分の当初の帳簿価額が

ゼロであっても、資本に認識される（第 32A 項及び A G37 項）。

(d) 「清算」という用語は、企業が営業を永久的に停止した後に開始するプロセスを指す（第 11 項）。

(e) 契約条件が IAS 第 32 号の第 25 項(a)に従って「真正なものでない」かどうかの評価は、具体的な事実及び状況に基づく判断を要し、条件とされる事象が発生する確率又は可能性のみに基づくものではない（AG28 項）。

結論の根拠の BC94 項から BC115 項は、これらの提案に対する IASB の論拠を説明している。

これらの提案に同意するか。賛成又は反対の理由は何か。提案のどれかに反対の場合、その代わりに何を提案するのか及びその理由を説明されたい。

(コメント)

8. 質問 3 への回答と同様に、条件とされる事象の発生又は不発生の確率及び見込まれる時期を測定において考慮しないとする事の妥当性を追加で分析すべきと考える。
9. なお、一部の関係者から、ED の IAS 第 32 号 AG28 項において、真正について、真正の判断にあたり検討する要因が示されていないとの指摘があり、そうした要因が明らかでない場合、自己資本比率規制上の規制変更の事例について、画一的に「真正である／ない」との判断が行われる可能性があるとの懸念が示されている。

質問 6—金融負債及び資本性金融商品の分類変更（IAS 第 32 号の第 32B 項から第 32D 項及び AG35A 項）

IASB は次のことを提案している。

(a) 当初認識後に金融商品の分類変更を禁止する一般的な要求を追加する。ただし、IAS 第 32 号の第 16E 項が適用される場合又は契約上の取決めの実質が契約上の取決めの外部の状況の変化により変化する場合を除く（第 32B 項から第 32C 項）。

(b) 契約上の取決めの実質が契約上の取決めの外部の状況の変化により変化する場合に、企業が次のようにする旨を定める。

(i) 状況の変化が生じた日から将来に向かって金融商品を分類変更する。

(ii) 資本から分類変更した金融負債を分類変更日現在の当該金融負債の公正

価値で測定する。資本性金融商品の帳簿価額と分類変更日現在の金融負債の公正価値との差額は資本に認識される。

(iii) 金融負債から分類変更した資本性金融商品を分類変更日現在の金融負債の帳簿価額で測定する。分類変更時に利得又は損失は認識されない（第 32D 項）。

(c) 契約上の取決めの外部の状況の変化が分類変更を必要とする例を示す（AG35A 項）。

結論の根拠の BC126 項から BC164 項は、これらの提案に対する IASB の論拠を説明している。

これらの提案に同意するか。賛成又は反対の理由は何か。提案のどれかに反対の場合、その代わりに何を提案するのか及びその理由を説明されたい。

発生した状況の変化が生じた日から将来に向かって当該金融商品の分類変更を行うという提案は、実務上の困難を生じさせるか。その場合には、その実務上の困難及びそれらが生じる状況を記述されたい。

(コメント)

10. 基本的に異論はない。ただし、ED の BC127 項に記載されるように、本提案が契約条項が変更された場合の扱いでないことを IAS 第 32 号の本文に明確にすべきと考える。

質問 7—開示（IFRS 第 7 号の第 1 項、第 3 項、第 12E 項、第 17A 項、第 20 項、第 30A 項から第 30J 項及び B5A 項から B5L 項）

IASB は次のことを提案している。

- (a) IFRS 第 7 号の目的を拡張して、企業がどのように資金調達するのか及び所有構造がどのようなものなのか（報告日現在の発行された金融商品からの所有構造の潜在的な希薄化を含む）を財務諸表利用者が理解できるようにする（第 1 項）。
- (b) IAS 第 32 号における資本性金融商品の定義を満たすデリバティブへの言及を IFRS 第 7 号の第 3 項(a)から削除する。
- (c) IAS 第 1 号から第 80A 項及び第 136A 項を IFRS 第 7 号に移す。これらの項は、IAS

第 32 号の第 16A 項から第 16B 項及び／又は第 16C 項から第 16D 項に従って資本に分類された金融商品に関する開示についての要求事項を示している（第 12E 項及び第 30I 項）。IASB は、第 80A 項を拡張して、契約上の取決めの外部の状況の変化による契約上の取決めの実質の変化がある場合の分類変更を扱うようにすることも提案している。

(d) IFRS 第 7 号の第 20 項(a) (i)を修正して、企業の業績又は純資産の変動に基づく金額を支払う契約上の義務を含んだ金融負債に係る利得又は損失を、各報告期間において他の金融負債に係る利得又は損失と区分して開示することを企業に要求する。

(e) 複合金融商品に関する開示要求を IFRS 第 7 号に含める（第 17A 項）。

IASB は、以下に関する情報を開示するよう企業に要求することを提案している。

(a) 金融負債及び資本性金融商品から生じた清算時の企業に対する請求権の性質及び優先順位（第 30A 項から第 30B 項）

(b) 金融負債と資本の両方の特徴を有する金融商品の契約条件（第 30C 項から第 30E 項及び B5B 項から B5H 項）

(c) 時の経過とともに有効となるか又は有効でなくなる契約条件（第 30F 項）

(d) 普通株式の潜在的な希薄化（第 30G 項から第 30H 項及び B5I 項から B5L 項）

(e) 企業自身の資本性金融商品を購入する義務を含んでいる金融商品（第 30J 項）

結論の根拠の BC170 項から BC245 項は、これらの提案に対する IASB の論拠を説明している。

これらの提案に同意するか。賛成又は反対の理由は何か。提案のどれかに反対の場合、その代わりに何を提案するのか及びその理由を説明されたい。

（コメント）

11. 提案される開示のうち、「(a) 金融負債及び資本性金融商品から生じた清算時の企業に対する請求権の性質及び優先順位」、「(b) 金融負債と資本の両方の特徴を有する金融商品の契約条件」及び「(c) 時の経過とともに有効となるか又は有効でなくなる契約条件」についての提案は、多数、多種類の金融商品を発行している企業において、大きな負担となる可能性がある。また、より多くの情報が注記されるリスクがあり、結果として重大な商品や条件に的を絞れず情報の有用性を損なう可能性がある。このため、次の方策を検討すべきと考える。

- (1) 開示の対象となる金融商品を特に重要なものに絞る方策
 - (2) IFRS 第 7 号 B6 項において「金融商品から生じるリスクの内容及び程度」の開示で認められているような財務諸表以外の文書での情報の相互参照を認める方策
12. 我が国の一部の関係者は、「(a) 金融負債及び資本性金融商品から生じた清算時の企業に対する請求権の性質及び優先順位」の提案について、親会社が発行した請求権の帳簿価額を子会社が発行した請求権の帳簿価額と区別するとの提案に懸念を示している。この懸念は、親会社がグループ全体の資金調達を行い子会社に配分する形をとることにより、親会社の情報が自身の資金調達だけでなく、連結グループの子会社の資金調達も反映する点で、忠実な表現とならない可能性があることで生じているものである。こうした資金調達は、資金調達の効率性の観点で多くの連結グループで行われていると考えられ、追加説明を付すことを推奨するガイダンスを含めることが利用者の理解を促すことにつながると考えられる。

質問 8—普通株主に帰属する金額の表示（IAS 第 1 号の第 54 項、第 81B 項及び第 107 項から第 108 項）

IASB は、IAS 第 1 号を修正して普通株主に帰属する金額に関する追加的な情報を提供することを企業に要求している。修正案は次のようなものである。

- (a) 財政状態計算書は、親会社の普通株主に帰属する発行済みの株式資本及び剰余金を親会社の他の所有者に帰属する発行済みの株式資本及び剰余金と区分して示す（第 54 項）。
- (b) 包括利益計算書は、親会社の所有者に帰属する純損益及びその他の包括利益について親会社の普通株主と他の所有者との間での配分を示す（第 81B 項）。
- (c) 持分変動計算書において調整された資本の内訳項目には、普通株式資本の各クラス及び他の拠出資本の各クラスが含まれる（第 108 項）。
- (d) 普通株主に係る配当金額は、企業の他の所有者に係る金額と区分して表示される（第 107 項）。

結論の根拠の BC246 項から BC256 項は、これらの提案に対する IASB の論拠を説明している。

これらの提案に同意するか。賛成又は反対の理由は何か。提案のどれかに反対の場合、その代わりに何を提案するのか及びその理由を説明されたい。

発行済みの株式資本及び剰余金を親会社の普通株主と他の所有者との間で配分する要求案は、要求されている金額を算定するにあたり実務上の困難を生じさせるか。その場合、考え得る困難を記述し、追加のガイダンスが有用となる領域を明示されたい。

(コメント)

13. ED では、親会社の普通株主と親会社のその他の所有者との間での配分金額を算定するにあたってのガイダンスがなく、運用上の困難が生じると考える。例えば、クーポンの支払時期及び金額について企業に裁量がある商品への配分金額や、クーポンの支払が生じないワラントへの配分金額等に運用上の困難が生じると考える。このため、追加のガイダンスを示す必要があると考える。

質問 9—経過措置（IAS 第 32 号の第 97U 項から第 97Z 項）

IASB は、修正案を比較情報を修正再表示して遡及適用するよう企業に要求することを提案している（完全遡及アプローチ）。しかし、コストを最小限にするため、IASB は、たとえ企業が財務諸表において複数の比較期間を表示することを選択するか又は要求される場合であっても、複数の比較期間について情報の修正再表示を要求しないことを提案している。

IFRS 会計基準をすでに適用している企業について、IASB は次のことを提案している。

- (a) 企業が IFRS 第 9 号「金融商品」における実効金利法を遡及適用することが実務上不可能（IAS 第 8 号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」で定義）である場合に、移行日現在の公正価値を同日現在の金融負債の償却原価として扱うことを企業に要求する（第 97X 項）。
- (b) 条件付決済条項を含んだ複合金融商品の負債部分が適用開始日現在で残高がなくなっている場合には、負債部分と資本部分を区分することを企業に要求しない（第 97W 項）。
- (c) 修正の適用開始日を含む報告期間において、当該修正の適用開始から生じた分類の変更の性質及び金額を開示することを企業に要求する（第 97Z 項）。

(d) IAS 第 8 号の第 28 項(f)における定量的開示の経過的な免除を設ける(第 97Y 項)。

(e) 企業が修正を初めて適用する事業年度内に公表する期中財務諸表について IAS 第 34 号「期中財務報告」に関する具体的な経過措置を設けない。

初度適用企業について、IASB は追加的な経過措置を設けないことを提案している。

結論の根拠の BC262 項から BC270 項は、これらの提案に対する IASB の論拠を説明している。

これらの提案に同意するか。賛成又は反対の理由は何か。提案のどれかに反対の場合、その代わりに何を提案するのか及びその理由を説明されたい。

修正案を遡及適用するという提案は、事後判断が必要となる他のケースを生じさせるか。その場合には、そのケース及び事後判断の必要が生じる状況を記述されたい。

(コメント)

14. IFRS 会計基準をすでに適用している企業に対して遡及適用を行うこと及び提案の経過措置を設けることに同意する。ただし、ED の分類に関する提案の中には、当初認識時の分類の評価が複雑となるものや一定の判断が必要となるものがある可能性があるため、修正された基準の適用日に残高のない金融商品にまで当該提案を適用することのコストが便益に見合っているかを追加で検討すべきと考える。
15. IFRS 会計基準の初度適用企業に対する経過措置については、例えば前項で指摘したような検討事項など、IFRS 会計基準をすでに適用している企業に対する経過措置を受領したコメントへの対応として追加で検討する場合に、それに整合させるかどうかを検討すべきである。

以 上